阿久比町ＥＶ用急速充電設備等導入事業
仕様書

１　事業の名称

阿久比町ＥＶ用急速充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

２　事業の目的

ゼロカーボンシティの実現に向けた施策として、次世代自動車の導入促進を掲げているが、電気自動車等（以下「ＥＶ」という。）への転換を段階的に推進するためには、ＥＶ用充電環境の整備が不可欠である。そのため、町が所有する施設に、ＥＶ用急速充電設備を設置する協定事業者について、公募方式により行うことを目的とする。

３　事業の概要

本事業は、電気自動車等（以下「ＥＶ」という。）が利用可能な急速充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「ＥＶ用充電設備等」という。）の整備について、町が所有する施設の駐車場等を活用して行うものとし、ＥＶ用充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備、運用及び事業期間終了後のＥＶ用充電設備等の撤去に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

⑴　町は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第２項の規定に基づきＥＶ用充電設備等の設置に必要な用地等の貸付を行う。なお、ＥＶ用充電設備等を設置する用地等の貸付料については、町と協議の上決定するものとする。

⑵　事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようＥＶ用充電設備等の規模を提案するものとする。

⑶　本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。

⑷　事業者は、利用者から利用料を徴収することができる。なお、利用料の金額については、町と協議の上、事業者が決定するものとする。

⑸　事業者は、ＥＶ用充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、町がＥＶ用充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を町に対して精算する場

合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

4　ＥＶ用充電設備等を設置する施設

ＥＶ用充電設備等の設置場所は、別紙のとおりとする。

ただし、設置基数については、企画提案内容を踏まえ、町と協議の上決定する。

5　事業期間

⑴　運用開始時期

町と事業者との協議により決定するものとする。

⑵　運用期間

運用期間は、ＥＶ用充電設備等の運用開始後５か年が経過した日が属する年度の末日までとし、運用期間中は事業者の責任において、ＥＶ用充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、双方の協議により、運用期間を延長することとなった場合は、この限りでない。

⑶　事業終了の申し出

上記運用期間終了後、町または事業者のどちらかが事業を終了することを希望する場合は、終了の申し出をするものとする。ただし、町又は事業者から事業終了の意思表示が期間満了の１か月前までに無かった場合は、事業を自動的に更新されるものとし、その後もまた同様とする

⑷　事業終了後

事業終了後の用地の使用期間は１年以内とし、その間に設備の撤去工事を完了し、原状回復を行うものとする。その際、原状回復の範囲等については、町と協議の上決定するものとする。

6　本事業の実施に伴う条件等

⑴　ＥＶ用充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等ＥＶ用充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、町は一切の責任を負わない。

⑵　ＥＶ用充電設備等の整備等に係る各種の手続に要する費用は、事業者の負担とする。

⑶　ＥＶ用充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にＥＶ用充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を町に提出し、町の承諾

を得るものとする。

⑷　設置工事は、原則、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に町と協議を行うものとする。

⑸　本事業を実施するにあたり、事業者が町との間に取り交わす協定等に定める義務を履行しない場合には、協定等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。

⑹　事業者は、ＥＶ用充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに町に連絡した上で対応し、その結果を町に報告しなければならない。また、町や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。

⑺　事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やＥＶ充電設備等の整備及び管理に関する町との合意事項（協定書、貸付等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により町が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

⑻　事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、町が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。

⑼　事業者は、関係法令等を遵守するものとする。

⑽　事業者からの企画提案内容が達成できないことによる町の損失は、原則として、事業者の負担とする。

⑾　事業者は、設置したＥＶ用充電設備等の利用状況を毎年町に報告すること。

⑿　事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者にもらしてはならない。本事業終了後も同様とする。

7　その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、町と事業者が協議の上決定することとする。